

○議長（中西峰雄君）順番13、23番 井上君。

〔23番（井上勝彦君）登壇〕

○23番（井上勝彦君）23番井上勝彦、眠たい時期でございますけども、できるだけ眠くならないように、大きな声で一般質問させていただきます。

今回は、新しい制度として始まった子ども手当についてであります。実は、ちょっと和歌山市で子ども手当の支給が開始されて、10日、中学生以下の子どもを持つ世帯を対象とした子ども手当1人、月額1万3,000円の支給を開始したと。支給対象は3万2,000世帯。和歌山県内では一番多いわけですね。今回は2万1,884世帯に4月、5月分、2万6,000円が振り込まれております。ということで。

ところが、大きなトラブルもなくひとまずほっとしているということではありますが、ただ、児童手当と両方もらえると思っていた人が多く、制度についてももっと周知をしていくことが必要としていると。いうことで、そういう和歌山市においても、そういったことがあるということでございます。

また、子ども手当対象者の市民から、1年分の支給額を市へ、市のほうへ寄附をすると、こういう申し入れもありますと、こういうことでもあります。これは、ほかの市のことでもありますけれども、こういったことで、来年はどうかかわりませんよ。今年はまだにそういう支給がされております。来年は1万3,000円になるのか、2万円になるのか。要するに民主党が言ってんのは、2万6,000円ということやったんやけども、見直しというような話も出ております。これは、来年の話でありますけれども、この子ども手当についての、

本来は手当についての支給状況と、対象児童世帯への周知について、ちょっとお尋ねしておきたいと思います。

本市橋本市では、受給世帯数がいくらあって、受給者対象児童数が何名、それから1年間の受給金額の合計ですね。これをお聞かせ願いたいと。

二つ目は、4月よりさかのぼって受給されるのは、何月の何日までであって、何月何日以降は申請の翌月分からしかもらえないということになっておると思いますが、それを一応ご説明を願いたい。

三つ目には現時点では受給者数はいくらか、何%ぐらい進んでおるのかということでもあります。

それから、四つ目は、子ども手当以外の手当について、ほかにあると思うんですけども、所得制限があるものと、所得制限がないものがあると思うんですが、その点についてご説明願いたいと思います。例えば、児童扶養手当とか、特別児童扶養手当とか、情報広場で、高野口の市の広報で出ておりますけれども、なかなかわかりにくくて、私が読んでもちょっとわかりにくいということであるので、このことをちゃんと市民の皆さんにわかりやすく、してやってほしいなということで、一般質問の中でさせていただきました。ということでございます。

二つ目は、公営住宅の問題についてであります。これは私が平成20年度から何回か一般質問させてもらっておりますけれども、このストック計画について、平成20年度を初年度として、平成29年、2017年度までの10年間として、市の公営住宅の、要するに見直しを行

うということを出ておりますけれども、再度、この橋本市には現在、市営住宅として公営住宅が33団地で859戸、改良住宅が2団地で66戸、市単独で建てておる住宅が1団地で2戸、計36団地で927戸、また、県営住宅は3団地で96戸、雇用促進住宅が1団地で80戸ということで、市内全体で形成されております。

その中で、ストック計画の中で、建て替えと改善と維持保全、用途廃止などのそういう選択のもとに計画が立てられておりますけれども、ストック総合計画の20年度から今までの経過、どういうふうな経過になっておるかということ再度お聞きをしたいと思います。

それから、現在、927戸のうち、今現在、空き家があるわけなんですけれども、どれだけの空き家で、どれだけ用途廃止を含めて進んでおるのかということ。現在、927戸ないと思うんですが、解体した住宅もあると思うんですが、それも含めて今現在、何戸になっておるのかということも含めて、一応進捗状況をお聞きしたいということでございます。

それから、二つ目は家賃の対応でございますね。きのう同僚議員で、住宅問題についても質問をしておりましたけれども、家賃が今現在、何百円から何万円までであるということでありましたけれども、一応一番安い住宅がいくらからで、それから一番最高の家賃がいくらかということ、再度いっぺんご説明願いたい。

それから、災害時の対応でございます。災害時の対応につきましては、近々、災害は今現在起きておりませんが、ちょこちょこ火災とかそういったことで、市民の皆さんが焼け出されて行くところがないと。こういうことが年に何回かあると思うんですが、近々そういう災害時で、住宅に入らなければならぬということになった件数を、何件あったか、教えていただきたい。

それから、入居者の募集手続きでありますけれども、この入居者の募集手続きについて、現在、所得制限があると思うんですが、所得制限がいくらまで、年間いくらまで、月でもいいですけども、月額いくらまでの者では、低所得者には入れますけれども、所得が高い人には入れないという、そういう制限があると思うんですけども、それがいくらからやったら入居できるのか。入居基準等も含めて、再度、ご説明を願いたいと思います。

壇上での質問はこれぐらいにいたします。

○議長（中西峰雄君）23番 井上君の一般質問に対する答弁を求めます。

健康福祉部長。

〔健康福祉部長（上田敬二君）登壇〕

○健康福祉部長（上田敬二君）子ども手当についてお答えいたします。児童扶養手当、特別児童扶養手当、乳幼児医療、ひとり親家庭医療など、子どもにかかわる福祉施策の中で、次代の社会を担う子どものすこやかな育ちを、社会全体で応援するという趣旨のもと、児童手当にかわり、本年4月より子ども手当制度が始まりました。これまでの児童手当では所得制限があり、支給対象は小学校終了までの児童でありましたが、子ども手当では所得制限がなくなり、支給対象も中学校終了までの児童となりました。手当額も、今年度は児童1人につき1万3,000円となっております。

市民の皆様には、4月広報で周知するとともに、4月中ごろに支給対象児童を持つ世帯主あてに、案内文と認定請求書を送付させていただきました。また、申請もれを防ぐため、市内各保育園、幼稚園、小学校、中学校を通じて、園児、児童に対して案内文を配布させていただきました。

3月31日時点で、支給対象児童の見込み数は8,846名となっております。このうち、所得制限により児童手当を受けられていなかった方

など、新たに認定請求書の提出が必要な方や、中学2年、3年生を監護する方の額改定、認定請求書が必要な方については、平成22年9月30日までの申請期間を設け、随時受けつけております。それまでに提出していただければ、4月にさかのぼって順次支給することになっております。

なお、6月9日現在で、新規認定請求書と、額改定認定請求書を提出された支給対象児童は、1,421人となっております。

ご理解のほど、よろしく申し上げます。

○議長（中西峰雄君）建設部長。

〔建設部長（樽井豪男君）登壇〕

○建設部長（樽井豪男君）市営住宅ストック総合活用計画の進捗に関するご質問についてでございますが、平成20年7月に策定しました橋本市営住宅ストック総合活用計画に基づき、平成21年度の事業としましては、個別改善、または維持保全団地に位置付けられている東家団地において、屋根防水、外壁塗装を行い、住棟の長寿命化に向けた屋外改修工事を行い、伏原第2団地、伏原第3団地、伏原第4団地、伏原第5団地、脇之田第2団地については、公共下水道の接続工事を行いました。

また、用途廃止計画団地に位置付けている伏原団地を除却することにより、除却後、35団地、管理戸数926戸となりました。

引き続き、平成22年度の事業といたしましては、個別改善、または維持保全団地に位置付けている原田C団地の屋外改修工事、脇之田第2団地、名古屋第3団地、名古屋改良住宅については、公共下水道の接続工事を行う予定です。

また、用途廃止計画団地に位置付けしている、井出の下住宅、丸山公園住宅の除却工事を予定しています。

棟の集約計画団地である待乳山住宅につい

ては、効率的な利用計画とするため、住み替え手法として、空き住戸の改築を行う予定です。

次に、家賃の対応についてですが、平成21年度住宅使用料現年分として、1億545万1,100円であり、管理戸数750戸の平均家賃月額額は1万1,716円となります。平均家賃並みの団地では、類似団地といたしまして、原田B団地の家賃算定段階の分位1で、1万1,500円となっております。原田B団地の収入分位1、入居収入基準、0円から10万4,000円以下の場合を算出例とします。家賃算定基礎額3万4,400円、本市立地係数0.85、規模係数0.6953、経過年数0.658、利便性係数0.8605を乗じて出た金額の100円未満を切り捨てた額が1万1,500円となります。以下、各分位に対し、家賃算定基礎額が変動し、団地ごとに経過年数や利便性係数に違いがありますので、家賃額にもかわってきます。

昨日、楠本議員から最低家賃、最高家賃とのおただしがあった中で、再度調査いたしました中で、最低家賃につきましては、小田災害住宅で200円、最高につきましては、名古屋第3団地で9万3,400円となっております。

次に、災害時の対応ですが、災害住宅として建設された団地は、5団地11戸で、昭和25年度から昭和36年度建設の団地ですが、現在居住しており、また用途廃止計画団地の位置付けを行っておりますので、現在、災害時対応としましては、用途廃止計画団地以外の団地で、公営住宅の一時使用を許可しています。許可期間は、原則として許可した日から起算して、1カ月以内としているのが一般的とあります。また、使用許可の延長することもあります。

市といたしましても、災害用として何戸ストック必要があるか、予算も視野に入れ、検討してまいりたいと考えます。

入居者募集手続きですが、市の広報や、インターネットにおいて募集の概要を掲載し、一般公募で募集をしています。一般世帯の収入基準額15万8,000円以下の世帯で、年2回、6月、12月の募集月となっています。申し込みに必要な書類といたしまして、市営住宅入居申し込み書、所得証明書、住民票、市税への完納証明等が必要となっています。

○議長（中西峰雄君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（上田敬二君）先ほど私の答弁で、答弁もれがありましたので、もれた部分、答弁させていただきます。

まず子ども手当の受給世帯数ですけれども、5,190世帯でございます。それと、年間の12カ月分の支給金額ですけれども、13億7,997万6,000円の試算をしております。それと、6月9日現在の申請状況ですけれども、申請必要者2,763人に対して、1,421人が申請済みでございます。パーセントにしましたら、51.4%の方が既に申請をお済みになっております。

それと、手当関係の所得制限ですけれども、子ども手当はないということで先ほど答弁させていただきましたけれども、児童扶養手当は所得制限がございます。特別児童手当も所得制限がございます。児童手当も法律が失効しましたが、これについても、現在ベースになっておりますので、所得制限がございます。

以上です。

○議長（中西峰雄君）23番 井上君。

○23番（井上勝彦君）答弁もれということないけども、一応、受給世帯数が5,190世帯、受給者数をお尋ねしたんやけども、こちらから言いますわ。8,846名、間違いないですか。言うとした。ほいで、受給金額が13万7,900万あましずっとあるんやけど。子ども手当について、要するに、9月30日まで申請した場合は、1人1万3,000円、全部受ける、さかのぼっていただけるということになっているん

ですね。そうですね。それはそれでいいんやけど、10月1日になったら、要するにさかのぼって、くれやんねんしな。10月1日まで放っておいたら、もし申請してなかったから、その人はもらえないということになるんですね。不公平になってくるわ。

今のところ、今何月や。7月。6月。7月、8月と、三月しかないわ。3カ月よ。8,846名もらえる人がおんのに、要するに1,421人しかもろうてないと。そういう感じになるのかな。申請が。申請した人でなかったら、振り込んでくれやんねんしな。はっきり言うとかんとこが悪いんで。それをやはり周知を徹底して、全世帯に、国から、今年もらえんやから、やっぱりもらえる人ともらえん人とできたら具合悪いやさかい、全部にももらえるように、やはりいろいろ周知をしていただくようにしていただきたいと思うんですが、再度、それは別として、とにかく不公平ができるんで。

それと、この子ども手当については、所得制限がないと。所得が仮に1,000万円の所得であっても、100万円の所得がある人でも、要するに全部にももらえると。しかし、ほかの三つの手当については、所得制限があると、今言われましたんだけど、その三つの手当の所得制限がいくらまでの人はもらえないのかというのをちょっと教えといてくださいよ。金額的に。

○議長（中西峰雄君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（上田敬二君）先ほど、受給対象児童数、8,846名と言いましたけれども、この中には、児童手当、もらっていた方がございます、昨年まで。小学生と、現在中学校1年生になっておられる方、これらの方については、申請が不要です。それで、新規申請が必要な方2,261名、額改定、中学2年、3年の方なんですけれども、これが。額改定請求

が必要な方、502名、合わせて申請が必要な方は2,763名でございます。

それで9月30日までに申請すれば、4月にさかのぼってくれるんですけれども、10月以降に申請すれば、申請の翌月分より支給されますので、不公平感のないよう、今回につきましては、保育園、幼稚園、小学校、中学校、すべて児童の手渡しで案内文をお渡しするとともに、家庭へ通知を郵送で送らせていただいております。状況を見て、さらに申請率が悪いようであれば、次の対策、必要かなと思っております。

それと、所得の制限の額なんですけど、ちょっと手持ちの資料がございませんので、後で答弁させていただきます。

○議長（中西峰雄君）23番 井上君。

○23番（井上勝彦君）子ども手当につきましては、こども課が窓口になっていると思うんですけれども、中学校までということなんで、縦割りですから、教育委員会に関係ないということになるんですけども、やはり協力してもらって、小学校、中学校の児童にはどうかかわらんけど、児童手当やかいに、児童に渡して、親御さんに申請してくださいという方法もできるんやろうと思うんですけど、そういうふうなお助けをやってもらって、一日でも早く9月30日までやったら、さかのぼって4月からずっともらえるけども、10月1日になったら、結局翌月分からもらえるということになったら、要するに11月分からしかもらえない。11、12、1、2、3、5カ月しかもらえへんねんけん。あとはもらえへんやろ。10月1日以降になったら。それが不公平になるんで、9月30日までにもらえるようなお助けをしたってほしいと。教育委員会もね。教育委員会、答弁要りませんけども、こども課からちょっと教育委員会のほうへも言うて、各学校で協力してもらおうというふうな方法を、

方法。それも一つの方法で、できるだけもれないようにしてあげてくれたらええなと思うんですけども。

○議長（中西峰雄君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（上田敬二君）教育委員会等他の部課の応援を得てということなんですけれども、現在、こども課、窓口になっているんですけれども、それぞれ担当している係だけでなく、他の係の応援も得ているわけなんですけれども、何分事務作業が膨大でございます。毎晩、12時か12時過ぎるまで事務作業を進めておりまして、こども課では、これ以上の対応とれるんかなって、ちょっと自信がないところでございます。

したがいまして、何らかの施策必要となると、健康福祉部門の他の課の応援ですとか、そういうのを検討しなければいけないかなと思っております。とにかく不公平感のないように、最大限の努力をしてみたいです。

○議長（中西峰雄君）23番 井上君。

○23番（井上勝彦君）前に座っておられる方が皆さん聞いておられるんで、こういう一時になると、そういうふうに職員が難儀せんなんという。それはその面はようわかるんですけども、それは縦で、これは厚生労働省の管轄やから、そんな文部科学省は関係ないよと言わんと、小学校、子どもを、先ほどから子ども、大切に、大切にという意見が非常に多いと思うんですよ。そういうことを真剣に、横のつながりを持っていただいて、そして、公平、不公平にならんように、公平に、やっぱり子どものために協力をしてあげてほしいというのを上田部長、ほんまにこのとこだけではなかなかしんどいやろうと思うさかいに、市長も聞いてもろうとするしするんで、アルバイトを入れなど、いろいろ考えて、不公平にならんように、みんなで協力してもらおうと。学校の先生も協力してもらったらええと思う

んやで、この際。そういうことも含めて、上田部長、公平になるように、ひとつよろしく。それ以上のことは言いませんけども。

あとの手当については、後ほどで結構です。所得制限については。入り次第、また言うてもろうたらええと思います。

次に移ります。

○議長（中西峰雄君）答弁もれについて、答弁できますか。答弁いたさせます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（上田敬二君）ちょっとできるって、不十分な答弁になりますけれども、扶養親族の家族数ですとか、それと所得というより、前年の所得、それぞれの手当ごとに違います。ちなみに、児童扶養手当につきましては、親族数3人で、請求者本人で全額支給、全部支給の場合は133万円未満、一部支給、これも全部支給、一部支給、ちょっとややこしいんですけども、一部支給で306万円、扶養義務者で350万円未満、このようになっております。また特別児童扶養手当につきましては、家族数2人で、本人の場合、535万6,000円、配偶者、扶養義務者については、674万9,000円、それぞれ手当ごとに全部、家族数とか所得の金額がまちまちでございますので、また機会があれば詳しくご説明させていただきたいと思います。

○議長（中西峰雄君）23番 井上君。

○23番（井上勝彦君）部長、悪いんやけど、子ども手当についても、今、質問しましたけども、皆さんに協力、議員も協力してもらえんという、してもらおうという広く宣伝をしてもらおうという意味で、今、私が質問した問題についての一つのパンフレットというんか、まとめて、各議員に文教厚生、全部の議員に児童扶養手当は所得制限ありますよ、いくらまで。それから、特別児童扶養手当は2人、いくらと。ひとり親家庭医療制度については

いくら、乳幼児医療受給資格認定制度というか、その長い文字やけども、それらも含めて、所得制限あるのはいくらからですよ。何名ですよ。子ども手当というのは、所得制限ありませんんことを、ちょっと表にして、議員に配ってもらおうといたら、できるだけまた一人ひとり説明、市民の皆さんに説明してもらいよと思うんで、協力してもらおう意味で、制度のチラシをつくっていただきたいと思います。それは、ちょっとお願いをしときます。

それでは、橋本市営住宅ストック計画について、今、樽井部長からご説明をいただいたわけなんですけれども、この家賃の、ストック計画については、1戸はもう解体されて、なくなっているということで、あと、井出の下ですか、それを含めて九つ、9戸か。9戸はもう解体してしまうんやな。廃止の部分やね、結局。先ほどの説明では、戸数は、井出の下の場合は、戸数はいいわ。戸数は井出の下の場合は6戸。6戸やな。丸山公園と入れて9戸やな。それは、一応解体の方向でいてる。廃止ですから。用途廃止の中の9戸分。9戸分のことを言うとんやと思うんやけど、それはそれでいいんですけども、ただ、個別改善の維持保全団地というんですか、371戸の家賃、先ほど1万千何ぼと示されましたけれども、私の言いたいのは、家賃が要するに一番安いところで、200円のところ、300円のところ、それから、500円のところも2戸あるわな。1,100円が2戸、1,300円が1戸、1,800円が9戸、700円が2戸、そうしてずっとあるわ。2,300円、これもあらあ。80戸ほどあるわ。それは200円、300円、ずっとこれ、あるわけや。結局、管理戸数92戸、ほとんど安いとこやな。92戸分。集約計画団地というんですか、それが要するに463戸や。残しとこって言うてる戸数が371戸やな。それで、200円のところは年代

も古いさかい、昭和25年とかに建てられた建物やと思うんやけど、28年とか、それはあると思うんですけども、一番新しいので平成7年。私もこれ、取り組んできたからわかるんですが、それが9万3,400円という最高額、あるわけなんですけども、この今まで平成13年、7年で、当時、最高額があつて、最高所得が何ぼ、5段階に所得が分かれていて、最高、天が3万2,000円か何かで決めてあつたと思うんやしょ。それが、合併してからいっぺんに9万何ぼという。9万3,000円も4,000円もというような、こげな家賃で、所得制限あつて、低所得者、お金のない人に入ってもらふ住宅やのに、所得が、今先ほど聞いたら、15万8,000円以上の者は入れないと。入居してもらふのによ。所得制限が低い、低所得者用の住宅であるにもかかわらず、大東建託より高いような家賃でやで、結局むちゃくちゃやということで、私は不思議でならんのですわよ。

（「笑いごとじゃないわな」と呼ぶ者あり）

○23番（井上勝彦君）笑いごとでないですよ。ほんでそれは、何ぼいくら法律というものがあつても、やはり市として天を決めると。もともと3万5,000円なら3万5,000円、最高点、最高の4万円でもええよ。その天を決めて、あとは市が補助するとか、低所得者用の住宅やから、やっぱりちょっと廃止するまでの10年間の間やから、出してもらんなんし、またしっかりした者に入ってもらんなんいう市の考え方はわからんことないけども、やはり入居基準そのものも、やっぱり入居基準そのものも、かなり厳しい入居基準に、だんだんなってきたとるわ。内容を見てみたら。20も30もいっぱい条件つけて、いうことや。

それ、お聞きしたいんですけども、何でそないなつたか。9万何ぼと200円の違いがね。いっぺん教えてください。

○議長（中西峰雄君）建設部長。

○建設部長（樽井豪男君）まず家賃の算定につきましては、先ほど壇上で答弁させていただきまして、一応家賃最低基礎額というのを、その人の収入で算出したしまして、その後立地係数、規模係数、経過年数を乗じて、一応家賃の決定をしております。

これはこの私ども926戸で、一応政策的に以前地域改善向け住宅でそこで建てた物件につきましては、低額家賃でやっておるんですけども、その方がもう出られて、あと募集となつたら、また一般公営の中で、今みたいな算出をさせていただきます。

だから、一旦改良住宅で入られて、今度出られて、新たに募集をすることによって、する入居者に関しましては、一般住宅並みの家賃の算定の式で、今言うたような形で、1万何ぼからいろんなパターンが出てきます、その収入によりまして。だから、先ほど9万3,400円、一番高い方につきましては、きのうもご答弁させていただいたんですけども、収入の申告の未提出者ということで、その方につきましては、収入がまず、算定する基礎がまず出てこないという中で、未提出ということなので、近傍同種の家賃を算定して、この額を決めております。一番最高額の部位が8という段階までで、そこで計算した中で、9万3,400円となっております。まず、伏原団地4階でいたしましても、1万6,000円台から9万円ということになるんですけども、その団地の平均家賃というのは、やはり2万4,000円とか、名古屋の第3団地にいたしましては、平均家賃が2万860円ということで、その中でもすべてがこの方ということではございません。この28戸とか、その中でも1人とかおる中で、書かせていただいとる数字でございます。

だから、高額家賃までに至らずに、来る方につきましては、それなりの仮に月額が30万

円、入居していただいて、総所得の月額が30万円であれば、そういったもので計算をいたして、その方については恐らく3万円とか4万円の家賃算定が出ます。だから、今、募集に際しては、15万8,000円ですか。それ以下のやつにつきましては、募集要項でそれで定めまして、低所得者向けで出しておると。だから、今度その方が入られて、3年以降で、所得が恐らく変わってくると思うんですけども、それが15万8,000円が、別に17万円になるとすれば、別に追い出すということにはないんです。高額者であれば、高額所得以上であれば追い出すことができるんですけども、そういった家賃の算定につきましては、募集時には設定をいたしまして、入ったら、それだけ所得があれば、それなりの算定をいたしまして、最低が1万1,500円ということにすれば、その方が収入が少しでもアップすれば、これが1万2,500円とか、そういった計算方法で、すべて個々に家賃の算定が違うということで算定しております。ご理解のほど、よろしくお願いたします。

○議長（中西峰雄君）23番 井上君。

○23番（井上勝彦君）それは市の考え方なんですけども、それはそうと、もういっぺん聞きますわ。741戸やしな、入ってんのはよ。927戸のうち、こぶったさかいに、現在あと空き家で741戸が正式に入っている戸数やしてね。その中で、65歳以上、福祉の立場から、ひとり暮らしと、それから2人暮らしおると思うんやけど、独居老人741戸のうち、高齢者、独居老人、ひとり暮らし、それは何軒ですか、何%ぐらい入っています。

○議長（中西峰雄君）建設部長。

○建設部長（樽井豪男君）今現在、入居戸数741戸に対しまして、274人、これが1人でございます。パーセントにいたしますと、37%ということでございます。

○議長（中西峰雄君）23番 井上君。

○23番（井上勝彦君）私の言いたいのは、要するに274戸がひとり暮らしやし。274戸あんなんやけど、ひとり暮らしですわ、市長。高齢者。それから、あと2人の世帯が、これも高齢者ですけど、入れたら288戸、約半数、288戸。40%に達しとるわけですね。ひとり暮らしの世帯とか、40%達しとる。橋本の住民、先輩ですね。橋本のために一生懸命頑張ってくれた、そういう方が今、独居老人と言われるぐらい高齢化が進んで、公営住宅に入っていると。40%までが高齢化やと。ひとり暮らしですよ。そういうことから考えますと、やっぱり弱者というんですか、そういう低所得者用の住宅でありながら、家賃の是正は市として、抜本的な改革を考えて、申請をしないからといって、60歳以上の超えた人が、申請忘れるときもあるわけや。忘れたから、申請してないから、9万円に家賃を上げるというのは、むちゃくちゃなことをせんと、やっぱり僕が先ほど言うたように、3万5,000円以上は最高額3万5,000円、申請してなかったら、3万5,000円ですよ。3,000円の家賃でも、3万5,000円、最高額取られますよという天を決めなさいと。なかったら、所得があるない、調べらんと、最高額9万円何ぼという家賃を設定するというのは、僕はちょっとやり切れん思いで、きのうも聞いてたんやけどもよ。これは、普通一般公営住宅じゃなくて、橋本市におけるそういう低所得のそういう所得のない方に入ってくださいよということで、入ってもらうとる住宅もあれば、あるいは例えば若い人で、所得が増えるまでしばらくおってもろうて、そして一日も早く家を建てて出てくださいというて、入ってもらう。そういう世帯もあると思う。それがための、いうたら提供しとるわけ。市が。そういうことで、やはりちゃんと是正をやっていただくと。



それから、僕が聞いているところによりますと、倉庫に使っていて、家賃だけもろうて、結局、家が持つてんのに出てないというところも何箇所かあるわけですね。そういう強い声で、強いところには何もよう言わんと、安い家賃で倉庫に使うてもろうとるわけや。家賃もろうとるさかいということで。そういうこともあると。そういうこともちゃんとやってもらおうと。やっていただきたい。いうことで、今度、ストック計画については、総務か、時間がないから、ここで議論はするつもり、ごさいませんが、所管事務で、やはりもっとこの市の公営住宅についての所管事務委員会、経済建設になんのか、総務委員会になんのかわからんけど、そこでやっぱりきちんと十分やりとりするんじゃないかと、考え直していくような、いい方向を見つけ出すということですね。議論をすべきであると。公営住宅について。1時間で議論できませんから、部長とだけやとったんじゃ、前向きに進まないので、そういうことで、市長にもお願いをしておきたいと。

それから先ほどの答弁で、災害というか、この間、火災起きたですね。火災起きたときに、災害ですわ。台風にしても、地震にしても。そういうときに、要するに、1カ月だけ入っておって、出てくださって、火事を起こして、1カ月、濡れたやつを乾かして、住宅へ運びこんで、ほいでガスつけて、ふろ沸かすようにして、ふろないとこやったわ。ほいでいた。ほいだら、1カ月で、3人に、要するに毛布やら乾かんまに、もう出ていけと言われとるんやけどっていうて、そんな災害でいたときは、やっぱり市長の権限で、1年なら1年、やっぱり災害やから、せめて、期間を設けてあげるとか、そういうやさしいところを見せてあげてほしいと。

(「それが政治」と呼ぶ者あり)

○23番(井上勝彦君)政治。そういうこともやっぱり事実あるんやから。そういうことはやっぱり僕は橋本市として、市長、一生懸命やとつても、課でそういうことをやると、やっぱり橋本市長にはきついなど、こういなるんだ。市長の名前、先出んねん。1カ月しか貸してくれやんねやと、こうなる。そんなことないでと。やっぱり三月でも延ばしてもらおうように、いっぺん話ししてみるわと、こういうことになるんだ。ほんで、やっぱりせめて1年ぐらいは期間、特例でやってほしいと。災害のときとか。火事、起こして。半年でもええわ。1カ月やったら、やっぱりそれは具合悪い。そういうこともやっぱりあるんですわ。いっぺん、今、部長、もういっぺん言うて。先ほど1カ月、言うたやろ。

○議長(中西峰雄君)建設部長。

○建設部長(樽井豪男君)まず、その方につきましては、やはり市の方針は一月ということなんですけども、やはりその方いろいろな話ししながらして、その方、やっぱり2カ月近くおられて、あと、親戚のおうちの近くに借家を借りて行かれたということで、その2カ月間についても、まずお金はもらっておりません。だから、ある程度の話し合いをしながら、もしもうちょっと延ばしてくれよと。それはお互いの話の中で、やっぱり動いていかな。していかならないと思います。やはり何でも1年とかということになれば、やっぱり長期化になれば、家賃の問題とかということもまたなってきますし、やはり一月というのは、そういう方針でいかせていただいて、あとのその方との話し合いの中で、それがあと一月延びるかというのは、十分話し合っていきたいとは、それは思っております。やはりそれが1年に決めるとかということでは非常に厳しいかと思えます。

なお、大きな災害とかになれば、もっと市

営住宅じゃなしに、やはり仮設住宅とか、いろんな大災害との中では、こういった公営住宅がそこまで活用できるかというのが、非常に市としても同じように災害地震がありますので、公営住宅の最後、どんなやというのもありますので、それはそんな大災害につきましては、また別の考えでやっていかざるを得ないなとは思っています。

先ほど、家賃につきましては、これは国の法律の中で決まった家賃の算定方式でございまして、定額で、ここが1万円、あなた2万円とかいうことはできませんので、それはやはり所得の少ない方につきましては、やはり家賃が安いというのが当たり前の話ですので、ちょっとでも収入がある方につきましては、家賃を高くとるとというのが、それが通常の計算式でございまして、ご理解のほど、お願いいたします。

○議長（中西峰雄君）23番 井上君。

○23番（井上勝彦君）公営住宅につきましては、また所管の委員会で、また十分議論をしていきたいと思っております。

時間がございませんので、ですけども、私の言いたいのは、そういうやはり、弱い者の立場というんですか、そういう温かい行政というのもの、やっぱり大事にしていくべきやし、そのことによって、また市もまた住んでよかったという町になる。橋本市の住宅は、どこを回っても古いですよ。8万円も9万円もって、法律上はあるけれども、そういうような住むような住宅というのは、ほん知れてますわ。どこを回っても、私もずっと行ってますけど。ほんでこういう住宅については、環境という面から見ても、建売がたくさん、民間で建ってきて、市の住宅が、住宅と言えないくらい、ような住宅ですわ。老朽化してしまって、それは、全部建て替えよとかってというのは、財政の問題で言わないですけども、

やはり環境をよくしていくために、どうしたらいいかということ、真剣に考える時期に来ていると。もう古いから。市長も大変な時期に市長になられたんだけども、行くところ行くところで、非常に空き家も、僕前にも言うたけども、空き家にネズミとか、アブラムシがどんどんわいてきて、隣で住んでいるそのひとり暮らしのおばあちゃんとかへ、この間大きなムカデが出てきて、わしはどないしようかいなって。そういう住宅ですわ。そういうところへ、金額8万円も9万円もというような設定をせんと、せめて4万円ぐらいに、最高額4万円ぐらいまで、半分以下にするということ、やっぱりきちっといっぺん討議してもらって、お願いしたいと思えます。

これで、本日の一般質問は、私の一般質問は終わりにさせていただきます。

○議長（中西峰雄君）これをもって、23番 井上君の一般質問は終わりました。